

# インフレスライド条項運用の手順

(令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価への対応)

## 1. スライド請求

○対象となる工事

令和6年3月1日が工期内にあり、かつ基準日以降の工期末までの工事期間が2か月以上ある工事。

○受注者より工期末の2か月前までに請求（様式1-1、1-2ほか添付資料）

※ただし、請求日＝基準日で処理する場合のみ残工期が2か月となるため、余裕をもって請求してもらうこと。

※またこの対応に対する請求は、次の「公共工事設計労務単価の改定の時期」までの間に1回限り行うことが可能。

## 2. 基準日の設定

○原則スライド請求日であるが、スライド請求日から起算して14日（土日祝日も含む）以内の日付で、発注者及び受注者で協議して定めることも可能

## 3. スライド額の基準日及び協議開始日の通知

(スライド請求日の翌日から起算して7日以内（土日祝日含む）)

○協議開始予定日を決定し、受注者に通知する。(様式2) 協議開始日については、出来形の確認をスライド請求日から起算して14日以内に行う必要があることから、その後速やかに通知することを考え、出来形数量確認後3日以内に設定するものとする。

## 4. 出来形確認、残工事量算定

(出来形数量の確認は、スライド請求日から起算して14日以内（土日祝日も含む）)


## 5. スライド額（案）の算出

## 6. スライド額協議開始

○協議開始予定日までに、受注者に協議書を送付し、スライド額を提示する。(様式3)

## 7. スライド額決定（スライド協議開始日の翌日から起算して14日（土日祝日も含む）以内）

- 受注者より承諾書（様式4）を提出させる。
- 協議が整わない場合（承諾書が提出されない場合）は、発注者がスライド額を定め、受注者に通知（様式5）する。



## 8. スライド契約変更

- 契約変更の時期は、原則としてスライド額の決定後、速やかに行う。
- ※ただし、インフレスライドとは別の内容（数量変更など）で契約変更を行う場合、その契約変更時点で行うことも可能。また、議決をまって契約変更をすることも可能。